

消費生活にゅーす

くらしの
安全安心



丹波県民局 地域共創課（丹波消費者センター）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688（TEL 0795-72-5168）

丹波の森公苑 消費担当（TEL 0795-72-2127）



消費生活トピックス



役所をかたる電話にご用心！

「市役所から健康保険の還付金があるので、ATMへ行くよう電話があった」

「年金事務所と金融機関を名乗った電話があり、指示どおりATMの操作をしたらお金を払い込んでいた」

「インターネットバンキングで還付金の手続きをすと言われ、口座番号と暗証番号を伝えてしまった」

役所等をかたって自宅の固定電話等に電話をかけ、「税金や保険料の還付等がある」と言って信じ込ませ、ATMへ誘導しお金をだまし取る「還付金詐欺」の相談が増加傾向です。

トラブルにあわれている方の大半が、60歳以上です。近年、手口は多用化しており、従来のATMからお金を振り込ませる手口のほか、インターネットバンキングから振り込ませる手口も見られます。

役所等から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、それは「還付金詐欺」です。相手にせず、すぐに電話を切るようにしましょう。

不安を感じたら、家族・知人、警察や最寄りの消費生活センターへ相談をしてください。



美容医療サービスは慎重に

「無料の医療脱毛の治療を受けた後、高額な契約を勧められ本日中に契約をするならモニター価格で安くすと言われ断り切れず契約をしたが解約したい」

「美肌治療のカウンセリング目的で行ったところ、リフトアップの契約を勧められその日のうちに施術を受けさせられた。説明と違い、顔がひどく腫れてしまった」

美容医療サービスのトラブルが増えています。美容目的の施術は、多くの場合、緊急性はありません。今すぐ施術が必要かのように思い込まされたり、値引きするとモニター契約を勧められたりしても、その場で契約・施術はしないことです。

クレジットを組んでまで高額な施術をする必要があるのか、よく考えましょう。検討した上で契約をする時も、必ず施術前に、リスクや副作用の確認をしてください。

不安に思った場合や、トラブルになったときは、ただちに消費生活センター等に相談をしましょう。

健康食品の摂取に注意！

「健康食品を購入し、数日食べたところ激しい腹痛と下痢を繰り返した。かかりつけ医に相談すると健康食品が原因ではないかと言われ、食べるのを止めたら腹痛も下痢も治まった」

ちまたには様々な健康食品があふれていますが、健康食品が原因で体調を崩したとの相談も寄せられています。

健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。健康食品を利用するにあたっては、広告などの文言をうのみにせず、今の自分にとって本当に必要かをよく考えましょう。

健康食品には法律上の定義がなく、一般食品に分類されます。「〇〇に効く」「〇〇〇が治る」などと、医薬品のような表示・表現をすることは禁止されています。

錠剤やカプセルなどの形状から薬と思い込み、複数利用したり、医薬品的な効果を期待したりして利用しないようにしましょう。

自己判断での医薬品との併用は避け、不調を感じたらすぐに使用を中止し、医師や薬剤師に相談をしてください。病気等により身体に不安をかかえている方は、事前に摂取の可否等についてかかりつけ医等に相談をしましょう。

・🍁・🍂・🍁 高齢者消費者被害防止パネル展 🍁・🍂・🍁・

全国的に消費者トラブルの相談における契約当事者の年代は、依然として70代が一番多くを占めています。兵庫県においても、昨年度、消費生活センター等に寄せられた相談では、70歳以上の契約当事者が約25%を占めていました。

高齢者の消費者被害を防ぐためには、本人だけでなく見守る周囲の人たちがトラブルの手口と対処法、相談窓口の情報を知っておくことが大切です。

兵庫県では、高齢者福祉月間である9月を「高齢者消費者被害防止キャンペーン」月間とし、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するため県下各地で様々な啓発活動を展開しています。

丹波消費者センターでは下記のとおり、パネル展を実施します。

令和5年9月21日(木)～9月29日(金)

ゆめタウン丹波 ゆめ広場

(丹波市氷上町本郷300)



【パネル展に関する問合せ】丹波消費者センター (0795-72-5168)

【啓発・出前講座の問合せ】丹波の森公苑 消費担当 (0795-72-2127)